律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第七項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c　「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第九条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d　「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法を採用する信用協同組合等において、自己資本比率告示第十条第一項の規定に従い算出された額をいう。

e　「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法を採用する信用協同組合等において、自己資本比率告示第十条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4)　その他

a　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「―」を記載すること。

b　表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

c　本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と読み替えるものとする。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正）

第四条　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第八号ホ中「連結自己資本規制比率告示附則第六条の規定が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

附則別紙様式を次のように改める。

（附則別紙様式）

（単位：百万円、％）

国際様式の該当番号	項目	当最終指定親会社四半期末	経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目　(1)			
１ａ＋２－１ｃ－26	普通株式に係る株主資本の額		
１ａ	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
１ｃ	うち、自己株式の額（△）		
26	うち、社外流出予定額（△）		
	うち、上記以外に該当するものの額		
１ｂ	普通株式に係る新株予約権の額		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		
5	普通株式等Tier１資本に係る調整後少数株主持分の額		
	経過措置により普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		
	……　（その内訳を記載）		
	……		
6	普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額　(イ)		
普通株式等Tier１資本に係る調整項目　(2)			
８＋９	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	退職給付に係る資産の額		
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額		
19＋20＋21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		